

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> こんにゃく芋 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和7年3月31日まで」又は「令和6年度まで」とされているものを1年間延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
1212.99	110	その他のもの 1 こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） 267 t（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	3,289 円 / kg	40%	×	3,289 円 / kg	40%	×	40%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○ 施行期日 令和7年4月1日 ○ 適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日								
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況		① 現状 こんにゃく芋は、群馬県をはじめとした北関東の中山間地域等における主要な農産物であり、こんにゃく芋を荒粉・精粉へ加工し、こんにゃく製造業者に販売する加工業者とあいまって、地域経済における重要な役割を果たしている。 ② 問題点 輸入品との内外価格差が2倍程度あり、関税割当制度により生産者を保護しているが、平成19年4月からLDC（後発開発国）に対する無税無枠措置の対象と								

	なっていて以降、ミャンマー、ラオスからの輸入が急増。 近年は、こんにゃく製品の消費低迷、国産品の生産が安定していることや国産品に比べLDC産の品質が悪いこと等から、輸入量は大幅に減少したものの、輸入品全体に占めるLDC産の割合は6割以上と大きい状況。																
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保する必要がある。これまで、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差（約2倍）が存在している。 担い手への農地の集積により、一部で大規模農家の育成が進み、また、品種改良による単収向上により生産性は向上しているが、更なる大規模農家の育成やコストの低減等が必要となっており、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、関税割当制度や特別緊急関税制度が維持されなければ、安価な輸入品が無制限に国内に輸入され、国内生産者に重大な影響を及ぼすことが予想されることから、本制度の延長が必要である。 ② 改正目的達成予定時期 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。																
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 本制度の維持により、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。 [令和5年度における適用実績（「減税額」は試算値）] ・ 輸入実績：106,000kg、105 百万円 ・ 減税額：200 百万円 （枠内輸入量×枠外税率：従量税）－（枠内輸入金額×枠内税率：従価税） ・ 枠外税率：2,796 円/kg、枠内税率：40% ・ 関税割当てを受けた者の数：3 者 （参考）国産品と輸入品との間に存在する内外価格差 <table><tr><th></th><th>国産品価格</th><th>輸入品価格</th><th>内外価格差</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1,890 円/kg</td><td>936 円/kg</td><td>2.0 倍</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1,975 円/kg</td><td>867 円/kg</td><td>2.3 倍</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,960 円/kg</td><td>995 円/kg</td><td>2.0 倍</td></tr></table> 資料：国産品価格：全国蒟蒻原料協同組合調べ、輸入品価格：財務省「貿易統計」 注：会計年度（4月～翌年3月） ② 改正によって生じうる影響		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和3年度	1,890 円/kg	936 円/kg	2.0 倍	令和4年度	1,975 円/kg	867 円/kg	2.3 倍	令和5年度	1,960 円/kg	995 円/kg	2.0 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差														
令和3年度	1,890 円/kg	936 円/kg	2.0 倍														
令和4年度	1,975 円/kg	867 円/kg	2.3 倍														
令和5年度	1,960 円/kg	995 円/kg	2.0 倍														

	特になし。 ③ 改正の妥当性 一定数量の範囲内で需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができることから、本制度の維持が適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行わなければならない」とされている。 一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた部分については、国内生産者が保護されることにより、生産性向上の取組をより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 こんにやくの需要拡大や生産コストの低減を図るために必要な機械・共同利用施設の整備等を支援

○ 改正経緯

これまでの改正状況	こんにやく芋の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	一定数量を超えた分については高税率を適用することにより、国産品の需要を確保し、国内生産者を保護しつつ、需要者に対しては安価な輸入品の供給が確保できる。